

交流館への液晶プロジェクターの設置について

1 交流館への液晶プロジェクター設置の概要

ICT の進歩や新型コロナウイルスの影響等により、オンライン会議等の機会が増え、貸室の活用方法も多様化している。そこで、貸室利用者の利便性向上のため、文京区立交流館条例（平成17年10月文京区条例第53号）を改正し、全交流館に附帯設備として液晶プロジェクターを設置する。

(1) 設置施設

名 称	所 在 地
白山交流館	文京区白山四丁目 27 番 11 号
目白台交流館	文京区目白台三丁目 18 番 7 号 (目白台総合センター内)
根津交流館	文京区根津一丁目 14 番 3 号 (根津総合センター内)
千駄木交流館	文京区千駄木三丁目 42 番 20 号

(2) 設置する附帯設備

液晶プロジェクター（モバイルスクリーン含む。）

(3) 設置台数

各施設に 1 台

(4) 使用料

液晶プロジェクター 1 台 1 回 200 円

(5) 施設利用者への貸出開始予定日

令和 4 年 11 月 1 日（火）